

広島県告示第八百六十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県尾三地域事務所建設局において、平成十九年八月二十七日までの間、縦覧に供する。

平成十九年八月十三日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 道路の種類

県道

二 路線名

津口国兼線

三 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
世羅郡世羅町大字津口字大宮地二四三八番五地 先から 世羅郡世羅町大字賀茂字高鉢山六八五番一地先 まで	旧	四・〇〇〇～五・ 八〇	二二九・〇〇	
世羅郡世羅町大字賀茂字高鉢山六八五番一地先 から 世羅郡世羅町大字賀茂字日野原一五八四番一地 先まで	新	八・五〇〇～三 六・六〇	二二九・〇〇	拡幅
世羅郡世羅町大字賀茂字高鉢山六八五番一地先 から 世羅郡世羅町大字賀茂字日野原一五八四番一地 先まで	旧	二・八〇〇～五・ 五〇	一、四二五・〇	
世羅郡世羅町大字賀茂字高鉢山六八五番一地先 から 世羅郡世羅町大字賀茂字日野原一五八四番一地 先まで	新	一五・〇〇〇～四 八・八〇	一、七二二・〇	ダブルウェイ